

体育施設における使用料等の減免の拡大について

高齢者の健康増進や子どもの体力向上等を図るため、「高齢者（65 歳以上）」を対象とした一般使用の使用料等の減額時間の拡大及び「子ども」の体育施設の一般使用料等を免除とする取組について、以下の通り報告します。

1 高齢者の一般使用における使用料等の減額時間帯の拡大

- (1) 目 的：高齢者の社会参加の促進や健康増進を図るため
- (2) 対 象 者：区内在住の 65 歳以上の高齢者
- (3) 取組概要：平日、土日祝日問わず終日減額（一般使用料等の 5 割）
- (4) 使用料等：

施設種別	現 行	減額適用後
温水プール	平日の午後 2 時までに 入場した場合、1 時間 あたり 250 円を 130 円	平日、土日祝日を問わ ず終日、1 時間あたり 130 円
トレーニングルーム	平日の正午までに入場 した場合、1 回あたり 500 円を 250 円	平日、土日祝日を問わ ず終日、1 回あたり 250 円

- (5) 利用方法：現在発行している減額利用者証を引き続き活用し、利用者証の新規発行は各施設で行う。

- (6) 対象施設：温水プール又はトレーニングルームのある区内体育施設（5 施設）

施設種別	施 設 区 分
温水プール	高井戸温水プール、杉並第十小学校温水プール
トレーニングルーム	永福体育館
温水プール、トレーニ ングルーム併設	上井草スポーツセンター、大宮前体育館

- (7) 取組開始日：令和 7 年 10 月 1 日

2 子どもの一般使用料等の無償化

- (1) 目的：低下傾向にあると言われている子どもの体力向上と子どもの居場所の確保を図るため
- (2) 対象者：区内在住・在勤・在学の児童（高校生相当まで）
- (3) 取組概要：子どもの体育館における一般使用料等を免除とする。
- (4) 使用料等：

施設種別	現 行	令和8年4月1日から
温水プール	130 円/ 1 時間（中学生以下） 250 円/ 1 時間（高校生相当）	無料（免除） ※
体育館等	100 円/ 1 回（2 時間）（小・中学生） 200 円/ 1 回（2 時間）（高校生相当）	無料（免除）
トレーニング ルーム	500 円/ 1 回	無料（免除）
弓道場	300 円/ 1 時間	無料（免除）

(※) 夏季期間（7/1～9/10）を除く

- (5) 利用方法：免除対象者の保護者又は本人（中学生を除く 15 歳以上）からの申請を受け、利用者証を各施設で交付する。

- (6) 対象施設：区内体育施設（8 施設）

施設種別	施 設 区 分
温水プール	高井戸温水プール、杉並第十小学校温水プール
体育施設	荻窪体育館、高円寺体育館、妙正寺体育館、 永福体育館
温水プール 体育施設併設	上井草スポーツセンター、大宮前体育館

- (7) 取組開始日：令和8年4月1日

3 取組のスケジュール

＜高齢者の減額時間帯の拡大＞

令和7年9月 広報すぎなみ、区ホームページ、各体育施設等で周知
10月 運用開始

＜子どもの一般使用料等の無償化＞

令和7年10月 券売機のシステム改修について事業者と仕様検討
12月 区のお知らせ掲示板で区民周知
令和8年1月 広報すぎなみ、区ホームページ、各体育施設等で周知
利用者証事前交付申請の受付開始
4月 運用開始